

生活保護「改革」で生存権は守られるのか？ ～法「改正」に伴う省令案と基準引き下げを考える～

「窓口の運用は変えない」という国会答弁はウソだったのか？

今年2月27日に発表された「改正」生活保護法に関する省令案(3月28日までパブリックコメントを募集中)に、さまざまな疑念が寄せられています。

昨年国会では、申請手続きや親族の扶養義務について議論がおこなわれ、その一部は法案の修正や附帯決議という形で反映されました。しかし、厚生労働省が発表した省令案はこれらの議論を全く踏まえない内容になっています。

各地で「改正」法に対する懸念を先取りするような問題ケースも相次いでいます。

また、昨年8月に始まった生活保護基準引き下げに対しては佐賀で裁判が提起されるなど抗議の声が高まっています。4月1日には断行される第2弾の生活保護基準引き下げを前に、改めて基準引き下げの問題点も検証します。

ぜひ多数ご参集ください。

日時 2014年3月25日(火) 12:00~14:00

場所 衆議院第2議員会館 多目的会議室

一般参加の方は11:45から上記1階ロビーで通行証を配布します。定員は140名(先着順)です。定員を超えた場合はご参加いただけませんので、ご了承下さい。

司会：雨宮処凛(作家)

■ 当事者による開会宣言 川西 浩之

■ 第1部 **基調報告** 「生活扶助相当CPI」の問題点と
基準引き下げの最新情勢 ▶ 森田 基彦(弁護士)

■ 第2部 **基調報告** 法「改正」の問題と省令案、何が問題なのか？
▶ 小久保 哲郎(弁護士)

報告

各地で頻発する「水際作戦」

- ▶ 今岡直之(NPO法人 POSSE)
- ▶ 稲葉 剛(NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい)

■ まとめ～厚労大臣裁決や各種勝訴判決の成果も踏まえて 尾藤廣喜(弁護士)

■ この他当事者・支援者の声

【主催】生活保護問題対策全国会議 <http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/>

(連絡先) 〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎 (TEL 06-6363-3310 FAX 06-6363-3320)